議員提出第十号議案

新型コロナウイルス感染症防止対策と社会経済活動の再活性化の両立に向けた取組の強化を求める意見書

新型コロナウイルス感染症に関して、四月七日に我が国で初めて発令された「緊急事態宣言」は、五月二十五日の北海道及び首都圏一都三県における「緊急事態宣言」の解除を持って、ようやく全面解除に至ることとなった。

本県においては三月三日に初めての感染者が発生したが、県を挙げて迅速な対応を図り、クラスターの発生は見られたものの、幸いなことに大規模なまん延には至ってはいない。これは県として新型コロナウイルス感染症の状況、国の動向に応じながら、臨機応変にスピード感を持った対応を図ってきたこともあるが、ひとえに最前線で力を尽くされた医療従事者をはじめ、県内事業者や関係団体、県民が一丸となって、外出や営業自粛など、大きな痛みを伴いながらも必死で感染症対策を徹底してきた成果であるといえる。

新型コロナウイルス感染症については、今後も引き続き警戒を怠ることなく、再流行への備えと社会経済活動の再活性化の両立という新たな段階を迎えており、これに全力を挙げて取り組んでいく必要がある。

よって、国会及び政府におかれては、国と地方が一致協力してなお一層の対策が講じられるよう、次の事項について強く要望する。

一　次の感染の波に対処するため、入国者・帰国者に係る行動歴の把握や患者発生都道府県との連絡体制構築、地方空港でのサーモグラフィー設置などを含め、早期発見・封じ込めに向けたＰＣＲ等検査体制を強化すること。また、特効薬・ワクチンの実用化や経営が圧迫されている医療機関に対する支援を図り、地域の実情に応じた検査体制や医療提供体制を構築する取組みに対して包括支援交付金等による財政的支援を十分に行うこと。

二　国立感染症研究所や地方衛生研究所、各地の保健所などで、国民の命と健康を守る感染症対策・公衆衛生に関わる人員と予算を確保するとともに、機能向上に努めること。

三　介護事業所や障害児・者の事業所、放課後児童クラブ、保育園などの福祉施設等の感染予防の取組を十分に行うこと。また、医療従事者等への誹謗中傷の防止を図るとともに、貧困やＤＶ等の問題を抱えている方に対し、ＳＮＳ等を活用した相談支援体制を強化・拡充すること。

四　「ＧｏＴｏキャンペーン」の実施にあたっては、地域の観光施策と連携の強化を図り、特定の地域にその効果が偏ることがなく、県内人口の少ない地域も含めて全国に効果が及ぶよう、制度設計に十分配慮すること。

五　「新しい生活様式」に対応した働き方やテレワーク、ワーケーションなどの新しいビジネスモデルや、オンライン、ＩＣＴを活用した新しい教育のあり方など、新型感染症を乗り越えていくライフスタイルを進めるため、法制度も含めて関係府省庁の枠を超えて前例にとらわれない環境整備を図ること。

六　子どもの実態に合った心身のケアや学びの保障をするため、速やかに教員や学習指導員などの人材について十分な確保を行うこと。

七　次の感染の波への効果的な対処に向け、これまでの知見に基づくリスク評価や各種対策については、地方の意見に十分な配慮をし、実態に即して進めること。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和二年七月一日

大分県議会議長　麻　生　栄　作

衆議院議長　大島理森殿
参議院議長　山東昭子殿
内閣総理大臣　安倍晋三殿
財務大臣　麻生太郎殿
総務大臣　高市早苗殿
文部科学大臣　萩生田光一殿
厚生労働大臣　加藤勝信殿
経済産業大臣　梶山弘志殿
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）　西村康稔殿
内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革）　北村誠吾殿
内閣官房長官　菅義偉殿